



## ★診療施設に関する各種届出の提出のお願い★

開設している診療施設について、届出事項を変更した場合には、10日以内に届け出ることが獣医療法第3条で義務づけられています。

以下の事項に変更があった場合は、北部家畜保健衛生所まで変更届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
  - ・ 開設者の変更(個人から法人、親から子への変更等) : 旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
  - ・ 開設者の氏名の変更: 変更届出
  - ・ 開設者の住所の変更: 変更届出
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
  - ・ 全面的な改築: 旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
  - ・ 部分的な改築による変更等: 変更届出
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ **診療の業務を行う獣医師の氏名**
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更(開設者が法人である場合)



届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます!

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu3.html>



### \* 要指示医薬品の投与及び処方にあたっての注意事項について \*

・ 獣医師は自ら診察しないで農林水産省令で定める医薬品の投与又は処方をしてはなりません。(獣医師法第18条)

・ 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければなりません。

(獣医師法第21条)

・ 第21条第2項の規定に違反して診療簿又は検案簿を保存しなかった者は20万円以下の罰金に処されることがあります。(第29条第5項)

既知のことかと存じますが、改めてご確認お願いいたします。

### \* 獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について \*

獣医師の社会的信用を失うことのないよう、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚に努めて下さい。

1)大阪府在住64歳

行政処分の内容:令和6年7月18日から6月の業務停止処分

事件の概要:被害者に対し、その顔面及び同所を防御する腕等を手で数回殴打するなどの暴行を加え、よって、同人に全治約4日間を要する傷害を負わせたものである。

司法処分の内容:罰金20万円(刑法第204条違反)

届出提出先・お問合せ先 北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1